

安心安全をサポート

よしかほっとメール

メールアドレスを登録すれば、スマホやパソコンで町からの情報を受信できます。

※登録は無料ですが、通信料は登録者の負担になります。

▼配信情報

- 災害・緊急情報
- 気象情報
- 火災情報
- よしかほっとニュース
- 防犯・見守り情報 など

▼問い合わせ先

町民生活課 生活環境室
☎26・2243(直通)

URL

<https://service.sugumail.com/yoshioka/member/>

操作や登録で分からないことは
コールセンター
☎0570-055-783へ
祝日を除く月曜日～金曜日
9:00～17:00

登録はこちらから



調査にご協力ください

地籍調査事業を進めています

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、その所有者、地番および地目の調査と境界や面積に関する測量を行い、その結果に基づき法務局の登記簿と公図を修正するものです。土地の実態が明確になることで、境界トラブルの防止、災害復旧の迅速化などが図られます。

令和元年度は、南下字大林

の一部、字鬼ヶ橋の測量と現地立ち会いを行います。また、昨年現地立ち会いを行った南下字下八幡、宮代、大林の一部について測量成果の閲覧を行います。調査実施にご協力ください。

▼問い合わせ先

産業建設課 用地管理室
☎26・2279(直通)

議会を傍聴しませんか

町議会9月定例会(予定)

本会議はどなたでも傍聴することができます。ぜひお越しください。

9月2日(月)

開会日

3日(火)

一般質問

4日(水)

一般質問

12日(木)

閉会日

(討論表決など)

※変更する場合があります。詳しくは、町ホームページや議会事務局でご確認ください。

前納すると保険料が割引になります

国民年金保険料の前納(下期・6カ月分)

国民年金の保険料には、前納制度があります。

現金で前納したい場合

納付案内書に付いている下期の納付書で、10月31日(木)までに納めてください。

口座振替で前納したい場合

① 預貯金通帳、② 預貯金通帳届出印、③ 基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、国民年金保険料納付書など)を持参して、8月30日(金)までに年金事務所へ申し出てください。

議会本会議を

インターネット中継します

本会議の生中継や録画配信を、町議会ホームページから閲覧できます。パソコンのほか、スマートフォンやタブレット端末からも視聴できます。

▼問い合わせ先

議会事務局
☎26・2283(直通)

納付方法	保険料 (6カ月分)	
ひと月ごとに現金	98,460円	
前納	現金 (800円割引)	97,660円
	口座振替 (1,120円割引)	97,340円

詳しくは、お問い合わせください。

▼問い合わせ先

波川年金事務所 国民年金課
☎22・1607

今月の納税

町県民税普通徴収
国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…2期

納期限 9月2日(月)

コンビニエンスストアでも納付できます。
また、便利で確実な口座振替も
ご利用ください。

お気軽にご連絡ください

人権擁護委員に石関さんが再任

6月30日付で任期満了となつた石関秀一さんが、人権擁護委員に再任されました。

委員の主な仕事は、地域の皆さんから人権相談を受けることや、人権に広く関心を持つ

ってもらえるような啓発活動などを行うことです。お気軽にご相談ください。

▼問い合わせ先

健康福祉課 高齢福祉室
☎26・2247(直通)



中小企業者の新技術・新製品開発を支援

吉岡町ぐんま新技術・新製品開発推進補助金2次募集

町と県が連携し、ものづくりに係る企業の新発などを支援します。

- 生産・加工方法の高度化
- 新工法などの技術開発
- 機械・装置の開発
- 材料などの利用技術の開発
- 新製品の開発

▼開発期間

交付決定後(9月下旬予定)～令和2年2月28日(金)
※実績報告書の提出を含みます。

▼補助額 補助対象経費から企業負担額(20万円以上)を差し引いた額

▼補助限度額 80万円

※補助限度額を超える分は企業

業負担になります。

▼対象 町に主たる事業所がある中小企業者

▼応募方法

所定の申請用紙(町ホームページからダウンロード)を産業振興室に持参してください。郵送での応募はできません。

※申請には条件があります。事前に町ホームページで確認するか、お問い合わせください。

▼募集締切 8月30日(金)

▼問い合わせ先

産業建設課 産業振興室
☎26・2280(直通)
吉岡町商工会
☎54・2625



登録・予防注射・トイレマナーなど

犬を飼うときに気をつけること

飼犬の登録・狂犬病の予防注射

未登録の犬を取得したら、取得した時から30日以内に登録しなければなりません。また、毎年1回必ず狂犬病の予防注射を受けさせなければなりません。(生後90日までの間は必要ありません。)

犬の死亡・町内転居・所有者変更について

登録した犬に変更事項(死亡・住所異動など)があった場合には届け出が必要です。必ず生活環境室へ届け出をしてください。

町外転出について

転入先の役所で鑑札を添えて届け出が必要です。

他人に迷惑をかけない

あなたのまわりの人が、犬が好きならばかりではありません。吠え癖や噛み癖、悪臭など近所に迷惑をかけないようにし、犬の周辺を常に清潔にしておきましょう。

トイレマナーをしっかりと

道路や公園は犬のトイレではありません。排泄は自宅です。飼い主はトイレマナーをしつけてください。方が一排泄したときに備え、散歩のときには必ずスコップと袋、水入りのペットボトルなどを持って、ふんは持ち帰り、おしっこは水で流すなど、後始末をしましょう。

放し飼いはしない

人に危害を加えないように十分注意してください。また散歩する時は必ずリードをつきましょう。

▼問い合わせ先

町民生活課 生活環境室
☎26・2243(直通)

